人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中根　順子
（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月十一日）
（千葉家庭裁判所判事）判事　佐久間健吉
願に依り本官を免ずる（十月十二日）
○文部科学大臣臨時代理解職
国務大臣　中根　順子
（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月十三日）

法務省

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　清水　庸平
検事一級（東京地方検察庁検事）に転任させる
法務事務官（法務省大臣官房国際課付）に併任する（十月十四日）

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

令和７年10月３日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。
令和７年10月16日
農林水産大臣　小泉進次郎

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　岡山県井原市（以上１市について次の図に示す水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁並びに井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十月十六日
関東地方整備局長　橋本　雅道

区域	備考
㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	十七号
㈢ 占用を制限する区域	前橋市上細井町二四八一番から同市田口町字下田尻一一一番一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
㈤ 占用を制限する理由	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年十月十七日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十月十六日
中部地方整備局長　森本　輝

区域	備考
㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二十三号
㈢ 占用を制限する区域	豊橋市神野新田町地内 豊橋市前芝町地内 安城市和泉町南梶地内 安城市和泉町七ツ田地内
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年十月十六日
㈦ 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第５号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年10月16日
埼玉労働局長　片淵　仁文

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

1　適用する地域　埼玉県の区域
2　適用する使用者　前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1)　18歳未満又は65歳以上の者
(2)　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)　次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃又は片付けの業務
ロ　手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,177円
5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年10月16日
兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,053円」を「１時間1,117円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。